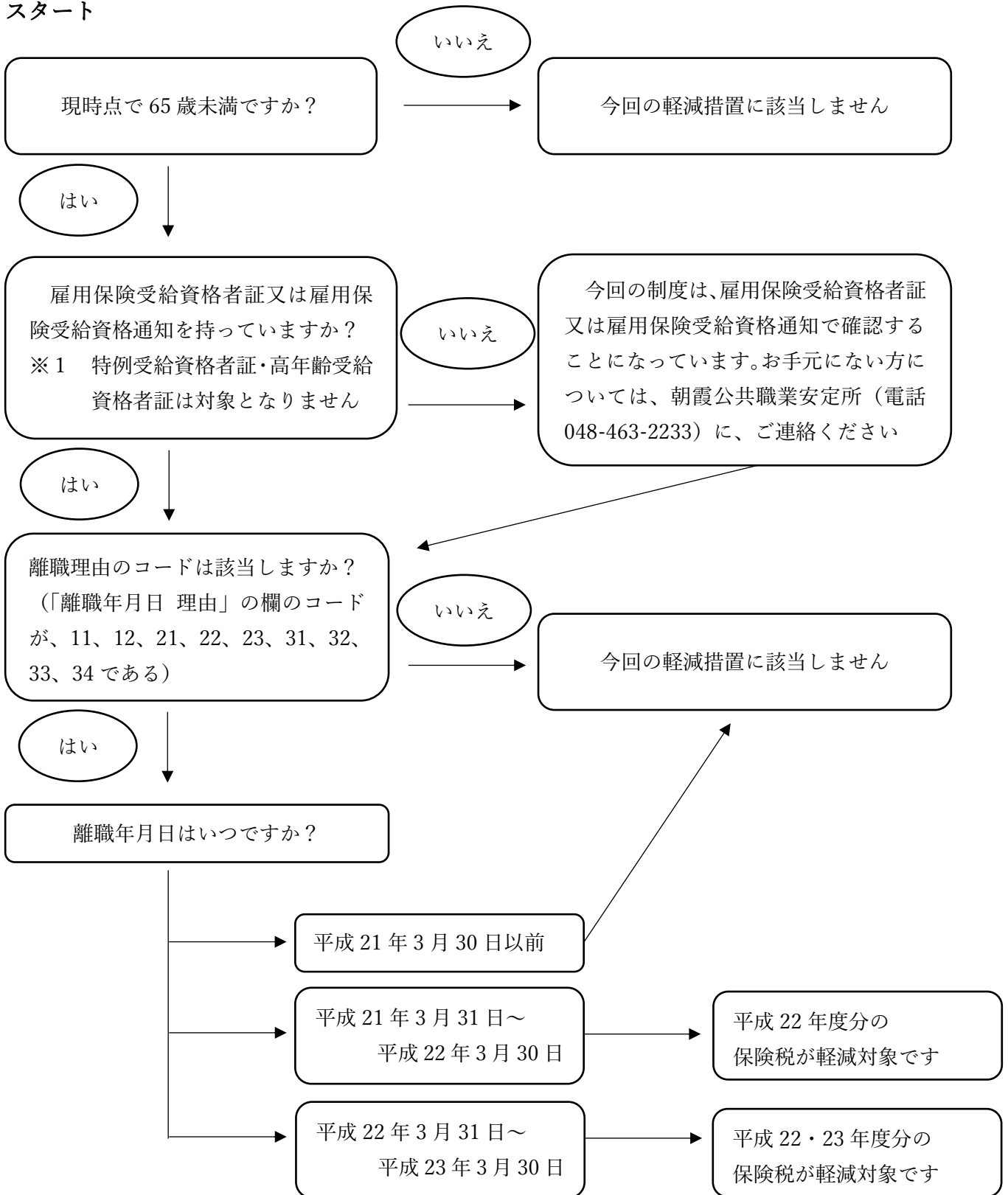


どんなときに軽減措置を受けられるの？

スタート



※1 『特例受給資格者証』の判別方法、新様式：右上に「特」と記載。旧様式：上部に橙色のライン
『高年齢受給資格者証』の判別方法、新様式：右上に「高」と記載。旧様式：上部に緑色のライン
※ 平成 23 年 3 月 31 日以降に離職された場合も、2 か年分の保険税が軽減対象になります。